

株主各位

岡山県岡山市北区撫川983番地

株式会社 滝澤鉄工所

代表取締役社長 原 田 一 八

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙へ議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使サイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。インターネットによる議決権行使に際しましては、2頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 岡山市北区撫川983番地 株式会社滝澤鉄工所 本社会議室
（裏表紙の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第85期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第85期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
・株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.takisawa.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】

議決権をインターネットにより行使される場合は、以下の事項をご了承の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.web54.net>

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成27年6月25日（木曜日）午後5時まで受け付けいたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行行使していただきますようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって複数回数にわたり、又は、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0 以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみに対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

【専用ダイヤル】 ☎ 0120-652-031（午前9時～午後9時）

<議決権行使に関する事項以外のご照会> ☎ 0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

事業報告

〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕

I 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率引き上げによる個人消費減少等の影響もありましたが、政策及び円安等により企業収益は改善し、設備投資も増加傾向となり景気は回復基調が続きました。

世界経済におきましては、アジアでは中国及び新興国の景気が鈍化し、欧州では経済の先行き不透明感が強まりましたが、米国では、景気が着実に回復してまいりました。

国内工作機械業界におきましては、消費税増税による駆け込み需要の反動もありましたが、設備投資の増加により、1月～12月の国内工作機械業界の受注高は、内需は4,963億円(前年同累計期間比23.8%増)、外需は1兆130億円(前年同累計期間比41.4%増)となり、受注総額は1兆5,093億円(前年同累計期間比35.1%増)となりました。

当社グループにおきましては、主に中国、ロシアにおいて需要が増加したことにより当連結会計年度の売上高は267億59百万円(前連結会計年度比16.9%増)となり、前連結会計年度に比べ38億70百万円の増収となりました。また、利益につきましては、円安による仕入価格の上昇等の影響もありましたが営業利益は21億85百万円(前連結会計年度比39.5%増)、経常利益は24億80百万円(前連結会計年度比52.0%増)、当期純利益は11億33百万円(前連結会計年度比44.4%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は11億45百万円であります。その主なものは、当社及び連結子会社であります台湾瀧澤科技股份有限公司の機械装置の取得並びに連結子会社でありますTAKISAWA, INC. のテクニカルセンター新設によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当社は、安定的かつ機動的な資金調達方法を確保することにより、今後の経営環境の変化に柔軟に対応するため、取引銀行4行との間にシンジケーション方式によるコミットメント期間付チームローン契約(コミットメント総額20億円)を締結しております。なお、当該契約に係る当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは経営の基本方針として、法令等の遵守に基づく公正な経営により、企業倫理と調和した経営効率化に努め、株主価値の一層の向上と企業の社会的責任を果たすことを目標としております。

工作機械メーカーとして、お客様の満足度を第一に考え、技術力及び生産性の向上、販売の強化及び経営の効率化による安定した収益の確保に努めることにより、会社の永続的発展を目指しております。

経営理念として〔市場変動にしなやかに対応し、永続的な成長・安定的な収益を実現し、地域社会に密着した企業〕、〔世界中からエクセレントといわれる商品を提供し続ける企業『“きらり”と光る「モノづくり」カンパニー』〕を掲げ、受注環境の変動の大きい工作機械業界において、市場変動にしなやかに対応し、永続的な成長と安定的な収益を実現する企業、また、『“きらり”と光る「モノづくり」カンパニー』として、お客様のニーズにきめ細かく対応し、お客様に真にご満足いただける、お客様の価値をより高めていただける商品・生産システムを安定的に提供し続ける企業を目指しております。安定した事業基盤と財務基盤を維持し、企業価値を極大化することにより、地域経済の発展、安定した雇用の確保等、地域社会への貢献も果たしてまいります。

品質方針には「顧客に信頼される商品づくり」を掲げ、「高い精度」・「優れた耐久性」・「コストパフォーマンスの良さ」に裏打ちされた〔タキサワ〕ブランドを維持し、お客様から満足いただける商品を安定供給するとともに、常にお客様の問題を解決するための最適な技術の提供に努めてまいります。

また、3C〔Change〔改革〕・Challenge〔挑戦〕・Create〔創造〕〕をキーワードに、役員・従業員が企業価値拡大を目指し、ステークホルダーの皆様にご安心いただけるような透明性のある堅実経営を行ってまいります。

当社は、平成27年3月10日開催の当社取締役会において「株式会社滝澤鉄工所 中期経営計画」(以下「中期経営計画」)を策定いたしました。

中期経営計画は、2016年3月期、2017年3月期の2ヶ年の計画とし、数値目標は、「2017年3月期の連結売上高290億円、連結経常利益率12%」としております。

中期経営計画において、当社グループは、工作機械業界における環境の変化に対応し続け、経営体質を強化し、製品の価格競争力をつけるためあらゆる領域において収益性の向上に向けた取り組みを継続してまいります。主な取り組みといたしましては、当社の強みを生かした高付加価値製品の開発、既存製品のコストダウンの取り組み、資材調達から出荷までの生産管理体制の見直しにより、合理化に努めます。また、海外につきましては、ロシアでの販売網の拡大、アメリカにおいては、連結子会社TAKISAWA, INC. のテクニカルセンター開設によりお客様のニーズに迅速に対応することで、シェア拡大を図ります。

当社グループは一丸となって中期経営計画を実行してまいります。

中期経営計画の数値目標は以下のとおりです。

〔連結〕

	2016年3月期	2017年3月期
売上高	280 億円	290 億円
営業利益	30 億円	35 億円
経常利益	30 億円	35 億円
経常利益率	11 %	12 %

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第82期	第83期	第84期	第85期
	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	(当連結会計年度) 平成27年3月期
売上高	20,987百万円	21,028百万円	22,889百万円	26,759百万円
経常利益	1,637百万円	1,503百万円	1,632百万円	2,480百万円
当期純利益	933百万円	845百万円	784百万円	1,133百万円
1株当たり当期純利益	14円21銭	12円89銭	11円96銭	17円27銭
自己資本比率	45.6%	46.3%	43.4%	43.3%
総資産	23,121百万円	24,791百万円	28,934百万円	31,917百万円
純資産	12,306百万円	13,616百万円	15,313百万円	17,176百万円

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式数は、自己株式の数を控除して計算しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第82期	第83期	第84期	第85期
	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	(当事業年度) 平成27年3月期
売上高	14,342百万円	14,533百万円	14,514百万円	16,600百万円
経常利益	1,103百万円	1,131百万円	947百万円	1,332百万円
当期純利益	890百万円	1,026百万円	632百万円	926百万円
1株当たり当期純利益	13円56銭	15円65銭	9円65銭	14円12銭
自己資本比率	63.6%	61.9%	61.8%	59.6%
総資産	15,564百万円	17,253百万円	17,864百万円	19,725百万円
純資産	9,898百万円	10,677百万円	11,047百万円	11,751百万円

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式数は、自己株式の数を控除して計算しております。

(10) 主要な事業内容(平成27年3月31日現在)

- ① 金属工作機械(NC旋盤、マシニングセンター、普通旋盤等)の製造並びに修理加工
- ② 各種機械の販売

(11) 主要な営業所及び工場(平成27年3月31日現在)

① 当社

本社	社	岡山県岡山市北区撫川983番地
国内生産拠点		本社工場(岡山県岡山市北区) 下庄工場(岡山県倉敷市)
国内販売・サービス拠点		山形営業所(山形県山形市) 北関東営業所(群馬県前橋市)
		関東営業所(埼玉県戸田市) 西関東営業所(神奈川県厚木市)
		浜松営業所(静岡県浜松市北区) 名古屋営業所(愛知県名古屋市中川区)
		大阪営業所(大阪府東大阪市) 岡山営業所(岡山県岡山市北区)
		広島営業所(広島県広島市南区) 福岡営業所(福岡県大野城市)
海外販売・サービス拠点		長野事務所(長野県塩尻市) 新潟事務所(新潟県長岡市)
		ドイツ(ハイリゲンハウス市) インド(バンガロール市)

※国内販売・サービス拠点のうち新潟事務所につきましては、サービスのみ行っております。

② 子会社

海外生産拠点		台湾瀧澤科技股份有限公司 台湾(桃園縣平鎮市)
		上海欣瀧澤機電有限公司 中国(上海市)
海外販売・サービス拠点		台湾瀧澤科技股份有限公司 台湾(桃園縣平鎮市)
		滝澤商貿(上海)有限公司 中国(上海市)
		滝澤机床(上海)有限公司 中国(上海市)
		Takisawa Tech Corp. 米国(オンタリオ市)
		TAKISAWA, INC. 米国(イリノイ州シャンバーグ)
		PT. TAKISAWA INDONESIA インドネシア(ジャカルタ市)
		TAKISAWA (THAILAND) CO., LTD. タイ(バンコク市)
		SAP TAKISAWA MACHINE TOOLS PRIVATE LTD. インド(バンガロール市)

(12) 使用人の状況(平成27年3月31日現在)

① 企業集団の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
667名	増減なし

(注) 上記使用人数は、就業人員であり、臨時雇用者は含んでおりません。

② 当社の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
320名	1名減	42.3才	15.5年

(注) 上記使用人数は、就業人員であり、臨時雇用者は含んでおりません。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況(平成27年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
TAKISAWA, INC.	3,900千米ドル	100.0%	工作機械の販売・サービス
台灣瀧澤科技股份有限公司	710,355千台湾元	51.09%	工作機械の製造・販売
上海欣瀧澤機電有限公司	5,000千米ドル	100.0% (100.0)	工作機械の製造・販売
瀧澤科技投資股份有限公司	5,222千米ドル	100.0% (100.0)	投 資 業 務
Takisawa Tech Corp.	300千米ドル	100.0% (100.0)	工作機械の販売・サービス
滝澤商貿(上海)有限公司	215,000千円	100.0%	工作機械の販売・サービス
滝澤机床(上海)有限公司	200,000千円	100.0%	工作機械の販売・サービス

(注) 議決権比率欄の(内書)は間接所有であります。

(14) 主要な借入先及び借入残高

株式会社滝澤鉄工所(平成27年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 中 国 銀 行	661百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	396百万円

台灣瀧澤科技股份有限公司(平成26年12月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
台 灣 銀 行	1,082百万円

II 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数
普通株式 140,000,000株
優先株式 10,000,000株
- (2) 発行済株式の総数
普通株式 65,603,638株(自己株式 177,590株を除く)
優先株式 一株
- (3) 株主数
普通株式 8,054名

(4) 上位10名の株主の状況

普通株式

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
フ ァ ナ ッ ク 株 式 会 社	3,000千株	4.6%
株 式 会 社 中 国 銀 行	2,896千株	4.4%
滝 澤 鉄 工 所 取 引 先 持 株 会	2,862千株	4.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,528千株	2.3%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,488千株	2.3%
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	800千株	1.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	731千株	1.1%
中 銀 リ ー ス 株 式 会 社	700千株	1.1%
滝 澤 投 資 会	696千株	1.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	680千株	1.0%

(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して算出した発行済株式総数に占める割合で計算しております。

2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

III 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(平成27年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
米本勝行	代表取締役会長	台湾瀧澤科技股份有限公司董事長 上海欣瀧澤機電有限公司董事長 瀧澤商貿(上海)有限公司董事長 瀧澤机床(上海)有限公司董事長 TAKISAWA, INC. 取締役社長
原田一八	代表取締役社長	
石井達雄	専務取締役 (全般、瀧澤グループ 技術生産担当)	
近藤安正	取締役 (米州統括)	
松原潤治	取締役 (製造・購買担当)	
田口巧	取締役 (営業・品質保証担当 営業部長)	
梶谷和啓	取締役 (技術担当)	
戴雲錦	取締役	
十川智基	取締役	
國定敏範	常勤監査役	
小野慎一	監査役	
小西理文	監査役	
小林正啓	監査役	

- (注) 1. 取締役 十川智基氏は、社外取締役であります。なお、同氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役 小野慎一氏、小西理文氏、小林正啓氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 小野慎一氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、同氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 平成27年4月1日付の異動は次のとおりであります。

氏名	異動後	異動前
田口巧	取締役 (営業・品質保証担当)	取締役 (営業・品質保証担当 営業部長)

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 9名 149,134千円 (うち社外取締役 1名 1,770千円)

監査役 4名 19,440千円 (うち社外監査役 3名 6,010千円)

- (注) 報酬等の額には役員賞与引当金繰入19,000千円(取締役16,600千円、監査役2,400千円)を含めております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況
 1. 取締役会等への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	十 川 智 基	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	小 野 慎 一	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に、また、当事業年度開催の監査役会12回の全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	小 西 理 文	当事業年度開催の取締役会18回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会12回の全てに出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から発言を行っております。
監 査 役	小 林 正 啓	当事業年度開催の取締役会18回のうち16回に、また、当事業年度開催の監査役会12回のうち11回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

2. 社外役員の意見により変更された事業の方針又はその他の事項
該当事項はありません。
3. 当社の不正な業務執行に関する対応の概要
該当事項はありません。
- ④ 責任限定契約の内容の概要
当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は1,000万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外監査役は250万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
- ⑤ 子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。
- ⑥ ①～⑤の内容に対する社外役員の意見
該当事項はありません。

V 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 23,500千円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 28,200千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である以下の業務を委託し、対価を支払っております。

- ・決算早期化実現に向けた決算業務及び単体会計システム改修に関する指導・助言業務
- ・連結会計システム導入に関する指導・助言業務

(4) 解任又は不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

(5) 現に受けている業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

(6) 過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

(7) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の契約を締結しております。当該契約内容の概要は次のとおりであります。

有限責任 あずさ監査法人の本契約の履行に伴い生じた当社の損害は、有限責任 あずさ監査法人に悪意又は重大な過失があった場合を除き、2,500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度としております。

(8) 子会社の監査の状況

当社子会社の台湾瀧澤科技股份有限公司は、勤業衆信聯合會計師事務所の監査を受けております。

VI 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、取締役会決議により、業務の適正を確保するための体制(いわゆる内部統制システム)の整備に係る基本方針を定めております。当該基本方針の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス基本規程を制定し、法令等の遵守に基づく公正な経営を行うことを規定するとともに、コンプライアンス委員会の活動を推進し、コンプライアンスを確保しております。

取締役会は、原則として1ヶ月に1度、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督しております。

業務執行については、職務権限規程に責任者及びその責任、権限を定め、業務を執行させるとともに、内部監査室を設け、業務の運営状況を把握し、その適正性を確保しております。

さらに、内部通報に係る規程を制定し、法令違反等に関する従業員からの内部通報窓口を設置しております。

また、インサイダー取引については、内部者取引に係る規程により防止しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、保存文書の取扱に係る規程により、文書又は電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、適切に保管を行っております。

また、文書等は、保存媒体に応じ、適切かつ検索性の高い状態で保存しております。

取締役及び監査役は、必要ある場合上記文書等を閲覧することができるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関しては、リスク管理基本規程を制定し、リスク管理の最高責任者を代表取締役社長とすると同時に、リスク管理委員会を設置しリスク管理を効果的かつ効率的に実施しております。リスク管理委員会の議事内容は、適宜取締役会に報告するものとしております。

また、既往のリスク管理のために設置された各種委員会は、リスク管理委員会と緊密に連携するものとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のための具体的施策及び職務分掌に基づいた効率的な達成の方法を策定し、業務を執行しております。

情報システムを活用し、目標及び業務遂行状況をレビューし、業務の効率化を実現しております。

業務執行については、職務権限規程に責任者及びその責任・権限を定めております。

また、諸規程に基づき業務が執行されていることを内部監査室が監査し、内部統制システムの有効性を継続的に確認しております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス基本規程を制定し、法令等の遵守に基づく公正な経営を行うことを規定するとともに、コンプライアンス委員会の活動を推進し、コンプライアンスを確保しております。

業務執行については、職務権限規程に責任者及びその責任、権限を定め、業務を執行させるとともに、内部監査室を設け、業務の運営状況を把握し、その適正性を確保しております。

さらに、内部通報に係る規程を制定し、法令違反等に関する従業員からの内部通報窓口を設置しております。

また、インサイダー取引については、内部者取引に係る規程により防止しております。

(6) **当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、企業集団における業務の適正を確保するため、職務権限規程、関係会社の管理に係る規程に基づき、子会社等の管理を行っております。

(7) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、内部監査室に所属する使用人が監査役職務補助を行うこととしております。

(8) **監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**

内部監査室の使用人が監査役職務の補助を行う場合、内部監査業務に特に支障のない限り、補助職務を行う期間において当該使用人は、取締役及び内部監査室の上長の指揮命令を受けないこととしております。

内部監査室の人事異動については、事前に監査役会の同意を得ることとしております。

内部監査室に所属する使用人を懲戒に処す場合、あらかじめ監査役会の承認を得ることとしております。

(9) **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役及び使用人は、以下に定める事項を監査役に報告しなければならないこととしております。

- ① 監査役が出席する会議の議事録及び付議資料
- ② 社内稟議書及び各種委員会議事録
- ③ 当社の経営、財務、事業の遂行の状況
- ④ 内部監査室が実施した内部監査の結果及び内部統制システムの状況
- ⑤ リスク及びリスク管理の状況
- ⑥ コンプライアンスの状況(事故・不正・苦情・トラブル)
- ⑦ 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
- ⑧ 取締役職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実
- ⑨ 内部通報制度に基づき通報された事実
- ⑩ 当局検査・外部監査の結果
- ⑪ 重要な会計方針の変更・会計基準等の制定・改廃
- ⑫ 業務及び業務見込の発表内容、重要開示書類の内容

(10) **その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識及び理解し、可能な範囲において監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備することとしております。

(11) **財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するための体制**

金融商品取引法、財務報告に係る内部統制基準及び実施基準に基づき財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するため、内部統制整備委員会を設置し、「財務報告に係る内部統制整備規程」に基づき内部統制の整備及び運用を継続的に実施することとしております。

(12) **反社会的勢力排除に向けた体制**

当社及び当社グループ会社は、暴力団排除条例に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶します。「反社会的勢力対応基本規程」を制定し、社内への周知徹底と実行力のある体制整備の維持・向上に取り組みます。

Ⅶ 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主の判断に基づき行われるべきものと考えております。従って、当社株式について大規模買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、突如として行われる株式の大規模買付行為の中には、その目的等から判断して企業価値ひいては株主共同の利益を明白に著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為について検討し、また対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な情報と時間を提供しないもの等、株主が適切な判断を行うことを困難とするものも見受けられます。

当社の企業価値は、工作機械の製造・販売を通じ平和産業の発展に寄与し、お客様のニーズにきめ細かく対応し、お客様に真にご満足いただける、お客様の価値をより高めていただける製品・生産システムを安定的に提供し続けることにあると考えております。

当社株式の買付けを行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるものでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような濫用的な買収に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針実現のための取組み

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値を向上し、上記基本方針を実現するため、中期経営計画等を策定しこれを実現すべく行動しております。

また、当社はコンプライアンス基本規程を制定し、法令等の遵守に基づく公正な経営により、企業倫理と調和した経営効率を達成し、株主価値の一層の向上と企業の社会的責任を果たすべく、代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、コーポレート・ガバナンス強化に努めております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、平成24年6月28日開催の第82回定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」(以下「本対応方針」といいます。))の継続を決議しております。

本対応方針は、当社が発行者である株券等について、① 特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為、また、② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(以下「大規模買付行為」と総称します。))を対象とします。これらの買付等が行われた際、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものです。また、上記基本方針に反し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する大規模買付行為を新株予約権無償割当て等を利用することにより阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、当該大規模買付行為を行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます。)には、買付内容等の検討に必要な情報及び本対応方針に定める事前情報提供に関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を遵守する旨の誓約を含む意向表明書の提出を求めます。当社は、意向表明書の受領後10営業日以内に、株主の皆様のご判断及び取締役会としての見解形成のために必要な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)のリストを大規模買付者に交付し、当該大規模買付情報のリストに従い、当社取締役会に対し、大規模買付情報の提供を求めます。その後、当社取締役会は、外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に検討・評価し、当社取締役会としての見解を慎重にとりまとめて公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件変更について交渉し、株主の皆様にとり代案の提案を行うこともあります。

大規模買付ルールが遵守されない場合や当該大規模買付行為が明らかに当社の企業価値を毀損し株主共同の利益を害するものと当社取締役会が判断した場合は、当社株主共同の利益を守るために、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款により認められる対抗措置をとることがあります。当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討したうえで当社取締役会に対し対抗措置発動の是非の勧告を行うものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動又は不発動について判断を行うものとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等の行使条件等を定めます。本対応方針の有効期間は、平成27年6月開催予定の定時株主総会終結の時までです。但し、有効期間の満了前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

本対応方針は平成24年6月28日開催の第82回定時株主総会においてご承認いただき継続しておりますが、新株予約権無償割当て等の対抗措置が実施されていない場合には株主の皆様には直接的な影響が生じることはありません。他方、対抗措置が発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります(但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません)。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、また、本対応方針は、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保され、その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされ、かつ、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであり、いずれも当社の基本方針に沿うものです。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位 千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	24,026,176	流動負債	11,220,502
現金及び預金	6,163,934	支払手形及び買掛金	6,436,277
受取手形及び売掛金	8,272,608	短期借入金	819,364
有価証券	500,140	一年以内返済予定の長期借入金	971,812
商品及び製品	1,589,652	リース債務	742
仕掛品	4,681,943	未払金	1,255,856
原材料及び貯蔵品	1,695,103	未払費用	49,728
前払費用	86,308	未払法人税等	585,645
未収入金	58,439	未払事業所税	26,100
繰延税金資産	174,345	賞与引当金	196,145
その他	1,077,320	役員賞与引当金	19,000
貸倒引当金	△273,622	製品保証引当金	150,436
		その他	709,393
固定資産	7,891,809	固定負債	3,521,319
有形固定資産	7,233,666	長期借入金	2,367,152
建物及び構築物	2,435,637	繰延税金負債	341,920
機械装置及び運搬具	1,104,774	退職給付に係る負債	782,429
土地	3,377,495	資産除去債務	22,903
リース資産	742	その他	6,913
建設仮勘定	84,300	負債合計	14,741,822
その他	230,716	純資産の部	
無形固定資産	24,227	株主資本	13,231,345
その他	24,227	資本金	2,319,024
投資その他の資産	633,915	資本剰余金	1,568,470
投資有価証券	302,447	利益剰余金	9,375,296
破産更生債権等	24,213	自己株式	△31,445
繰延税金資産	176,863	その他の包括利益累計額	588,504
その他	154,604	その他有価証券評価差額金	104,968
貸倒引当金	△24,213	為替換算調整勘定	523,405
		退職給付に係る調整累計額	△39,869
		少数株主持分	3,356,312
資産合計	31,917,985	純資産合計	17,176,162
		負債及び純資産合計	31,917,985

連結損益計算書

〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕

(単位 千円)

科 目	金 額	
売上高		26,759,637
売上原価		19,295,612
売上総利益		7,464,024
販売費及び一般管理費		5,278,825
営業利益		2,185,199
営業外収益		
受取利息及び配当金	24,690	
為替差益	295,533	
その他の営業外収益	78,834	399,057
営業外費用		
支払利息	59,400	
シンジケートローン手数料	6,676	
その他の営業外費用	37,218	103,294
経常利益		2,480,961
税金等調整前当期純利益		2,480,961
法人税、住民税及び事業税	777,988	
法人税等調整額	3,188	781,176
少数株主損益調整前当期純利益		1,699,784
少数株主利益		566,663
当期純利益		1,133,120

連結株主資本等変動計算書

〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕

(単位 千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,319,024	1,568,470	8,512,089	△30,073	12,369,510
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△7,479	—	△7,479
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,319,024	1,568,470	8,504,610	△30,073	12,362,031
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△262,434	—	△262,434
当期純利益	—	—	1,133,120	—	1,133,120
自己株式の取得	—	—	—	△1,371	△1,371
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	870,686	△1,371	869,314
当 期 末 残 高	2,319,024	1,568,470	9,375,296	△31,445	13,231,345

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	そ の 他 有価証券評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	55,406	152,134	△13,503	194,037	2,749,704	15,313,252
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	△7,479
会計方針の変更を反映した当期首残高	55,406	152,134	△13,503	194,037	2,749,704	15,305,773
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△262,434
当期純利益	—	—	—	—	—	1,133,120
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△1,371
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	49,562	371,271	△26,366	394,467	606,607	1,001,075
連結会計年度中の変動額合計	49,562	371,271	△26,366	394,467	606,607	1,870,389
当 期 末 残 高	104,968	523,405	△39,869	588,504	3,356,312	17,176,162

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

TAKISAWA, INC.

台灣瀧澤科技股份有限公司

上海欣瀧澤機電有限公司

瀧澤科技投資股份有限公司

Takisawa Tech Corp.

滝澤商貿(上海)有限公司

滝澤机床(上海)有限公司

(2) 非連結子会社の数 2社

TAKISAWA (THAILAND) CO., LTD.

PT. TAKISAWA INDONESIA

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社2社は、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、全体として重要性がないため連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社

① 非連結子会社 該当なし

② 関連会社 該当なし

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

① 非連結子会社の数 2社

TAKISAWA (THAILAND) CO., LTD.

PT. TAKISAWA INDONESIA

② 関連会社の数 1社

SAP TAKISAWA MACHINE TOOLS PRIVATE LTD.

③ 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社2社及び関連会社1社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため持分法の適用から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社は、台灣瀧澤科技股份有限公司、上海欣瀧澤機電有限公司、瀧澤科技投資股份有限公司、Takisawa Tech Corp.、滝澤商貿(上海)有限公司及び滝澤机床(上海)有限公司の6社であり、その決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法(定額法)

持分法非適用の非連結

子会社株式及び関連会

社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ

デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産

製品……………当社については、個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

在外連結子会社については、移動平均法による低価法

仕掛品、原材料、貯蔵品…当社については、先入先出法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

在外連結子会社については、移動平均法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産(リース資産を除く)

……………当社については、定率法(ただし、平成10年4月1日以降取得した
建物[建物付属設備を除く]については定額法)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物……………2年～50年

機械装置及び運搬具……………2年～31年

その他……………2年～20年

在外連結子会社については、所在地国の会計基準に基づく定額法に
よっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法に
よっております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外
ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方
法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、当社については、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社については、取引先の資産内容を勘案して計上しております。
- 賞与引当金……………従業員への賞与支給に備えるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。
- 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支給の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上することとしております。
- 製品保証引当金……………契約に基づき保証期間内の製品を無償で修理・交換する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎として算出した修理・交換費用等の見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

なお、一部の在外連結子会社は数理計算上の差異について回廊アプローチを適用しております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が7,568千円増加し、利益剰余金が7,479千円減少しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(5) 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産、負債、収益及び費用は、それぞれの決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(6) その他の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に提供している資産

(1) 工場財団

建物及び構築物	1,407,343千円
機械装置及び運搬具	54,511千円
土地	1,375,821千円
計	2,837,676千円

(2) その他

預金	62,667千円
建物及び構築物	484,308千円
土地	1,664,298千円
計	2,211,275千円

上記に対応する債務額

短期借入金	59,938千円
一年以内返済予定の長期借入金	81,864千円
長期借入金	1,000,560千円
計	1,142,362千円

また、当社は、平成26年1月に締結したコミットメント期間付タームローン契約に基づき、上記工場財団を担保に提供しております。

上記の他、信用状及び輸入貨物に関する営業税の担保として自己振出の手形11,370千円を差入れております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 5,036,710千円

3. 非連結子会社及び関連会社に係る注記

非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

投資有価証券(株式) 28,047千円

4. コミットメント契約

当社は、安定的かつ機動的な資金調達方法を確保することにより、今後の経営環境の変化に柔軟に対応するため、平成26年1月に取引銀行4行とコミットメント期間付タームローン契約を締結しております。

コミットメントの総額	2,000,000千円
借入実行残高	—
差引額	2,000,000千円

5. 財務制限条項

当社が締結しているコミットメント期間付タームローン契約(平成26年1月29日締結)には、本契約締結日以降到来する各事業年度の末日において、個別貸借対照表における純資産の部の合計金額が70億円を下回らないこと、かつ、各事業年度の末日において、個別損益計算書において償却前経常損益(経常損益及び減価償却費(特別損失に計上されるものを除く。))の合計金額を3期連続で損失とならないようにするという財務制限条項が付されております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	65,781,228	—	—	65,781,228

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	171,253	6,337	—	177,590

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

普通株式の単元未満株式の買取りによる増加 6,337株

3. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	131,219	2.00	平成26年 3月31日	平成26年 6月30日
平成26年10月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	131,214	2.00	平成26年 9月30日	平成26年 12月5日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議(予定)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	131,207	2.00	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については資金運用規程に基づき、運用基準、決裁方法を定め、安全かつ有利に資金を運用する方針であります。また、資金調達については調達する時点で最も効率的と判断される方法で実行する方針であります。デリバティブ取引は、外貨建営業債権債務に係る為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容とそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外へ製品の販売を行っているため外貨建ての営業債権があり、為替の変動リスクに晒されております。顧客の信用リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に基づき、売掛金管理表等で回収・残高・与信管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、短期資金運用を目的とした満期保有目的の債券、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金の支払期日は、すべてが1年以内です。また海外より仕入を行っているため外貨建ての営業債務があり、為替の変動リスクに晒されております。

短期借入金及び長期借入金は主に営業取引に係る資金調達です。借入金の一部は、金利の変動リスクに晒されており、また、財務制限条項が付されております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループ各社において、月次の資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

外貨建債権債務の為替の変動リスクに関しては、通常の外貨建営業取引に係る輸出実績等を踏まえ、取引の範囲内でデリバティブ取引(為替予約)を利用することによりヘッジしております。デリバティブ取引の実行及び管理は各社の財務部門で行っており、担当役員の承認を得たうえで実行しております。また、財務部門において取引金融機関に対して定期的に残高確認を実施し、担当役員が残高の妥当性を検討しております。なお、デリバティブ取引の契約先は信用度の高い銀行に限定しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)2参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
現金及び預金	6,163,934	6,163,934	—
受取手形及び売掛金	8,272,608		
貸倒引当金	△273,622		
	7,998,986	7,998,986	—
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	500,140	500,140	—
その他有価証券	261,676	261,676	—
資 産 計	14,924,737	14,924,737	—
支払手形及び買掛金	6,436,277	6,436,277	—
短期借入金	819,364	819,364	—
一年以内返済予定の 長期借入金	971,812	979,551	7,739
未 払 金	1,255,856	1,255,856	—
長期借入金	2,367,152	2,355,886	△11,265
負 債 計	11,850,462	11,846,936	△3,526
デリバティブ取引(※) ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,043)	(3,043)	—
デリバティブ取引計	(3,043)	(3,043)	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 資産

現金及び預金、受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

② 負債

支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

一年以内返済予定の長期借入金、長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

③ デリバティブ取引

デリバティブ取引(為替予約)の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額12,724千円)及び関係会社株式(連結貸借対照表計上額28,047千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 210円66銭
2. 1株当たり当期純利益 17円27銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

連結損益計算書上の当期純利益	1,133,120千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	1,133,120千円
普通株式の期中平均株式数	65,607千株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	13,225,218	流 動 負 債	5,791,774
現金及び預金	2,890,465	支払手形	2,251,873
受取手形	1,186,840	買掛金	1,222,157
売掛金	3,920,734	一年以内返済予定の長期借入金	889,948
有価証券	500,140	リース債務	742
商品及び製品	583,506	未払金	420,631
仕掛品	3,760,582	未払費用	64,252
原材料及び貯蔵品	13,056	未払法人税等	336,460
前払費用	45,893	未払事業所税	26,100
繰延税金資産	113,785	前受金	261,563
その他	210,316	預り金	46,600
貸倒引当金	△103	賞与引当金	196,145
固 定 資 産	6,500,287	役員賞与引当金	19,000
有 形 固 定 資 産	3,774,181	製品保証引当金	26,208
建物	1,542,603	その他	30,091
構築物	35,609	固 定 負 債	2,182,008
機械装置	353,441	長期借入金	1,366,592
車両運搬具	412	繰延税金負債	115,777
工具器具備品	119,149	退職給付引当金	676,735
土地	1,647,272	資産除去債務	22,903
リース資産	742	負 債 合 計	7,973,783
建設仮勘定	74,950	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	4,721	株 主 資 本	11,646,753
水道施設利用権	4,721	資本金	2,319,024
投資その他の資産	2,721,383	資本剰余金	1,567,091
投資有価証券	274,400	資本準備金	749,999
関係会社株式	1,909,968	その他資本剰余金	817,092
関係会社出資金	415,000	利 益 剰 余 金	7,792,082
その他	146,229	利益準備金	91,861
貸倒引当金	△24,213	その他利益剰余金	7,700,221
資 産 合 計	19,725,505	特別償却準備金	7,663
		別途積立金	5,300,000
		繰越利益剰余金	2,392,558
		自 己 株 式	△31,445
		評価・換算差額等	104,968
		その他有価証券評価差額金	104,968
		純 資 産 合 計	11,751,722
		負債及び純資産合計	19,725,505

損益計算書

〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕

(単位 千円)

科 目	金	額
売上高		16,600,906
売上原価		12,289,377
売上総利益		4,311,529
販売費及び一般管理費		3,220,226
営業利益		1,091,302
営業外収益		
受取利息及び配当金	202,662	
商標権使用料	25,264	
為替差益	83,474	
その他の営業外収益	27,802	339,204
営業外費用		
支払利息	16,892	
租税公課	38,357	
シンジケートローン手数料	6,676	
その他の営業外費用	35,853	97,779
経常利益		1,332,727
税引前当期純利益		1,332,727
法人税、住民税及び事業税	457,520	
法人税等調整額	△51,056	406,463
当期純利益		926,264

株主資本等変動計算書

〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕

(単位 千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本									
	資 本 金	資本剰余金				利 益 剰 余 金				
		資 準 備 金	本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	益 金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計
特別償却 準備金	別 途 積 立 金	繰 越 剰 余 金	利益 剰余金	剰 余 金 合 計	剰 余 金 合 計	剰 余 金 合 計	剰 余 金 合 計	剰 余 金 合 計	剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	2,319,024	749,999	817,092	1,567,091	91,861	9,579	5,300,000	1,734,292	7,135,732	
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	—	△7,479	△7,479	
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,319,024	749,999	817,092	1,567,091	91,861	9,579	5,300,000	1,726,812	7,128,253	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△262,434	△262,434	
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	926,264	926,264	
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—	△1,915	—	1,915	—	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△1,915	—	665,745	663,829	
当 期 末 残 高	2,319,024	749,999	817,092	1,567,091	91,861	7,663	5,300,000	2,392,558	7,792,082	

残高及び変動事由	株 主 資 本			評価・換算 差 額 等 純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△30,073	10,991,775	55,406	11,047,181
会計方針の変更による累積的影響額	—	△7,479	—	△7,479
会計方針の変更を反映した当期首残高	△30,073	10,984,295	55,406	11,039,702
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	△262,434	—	△262,434
当期純利益	—	926,264	—	926,264
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—
自己株式の取得	△1,371	△1,371	—	△1,371
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	49,562	49,562
事業年度中の変動額合計	△1,371	662,457	49,562	712,019
当 期 末 残 高	△31,445	11,646,753	104,968	11,751,722

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券……………償却原価法(定額法)
 - (2) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - (3) その他有価証券
時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。)
時価のないもの……………移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。
 - (1) 製品(特別仕様部品を含む)……………個別法
 - (2) 仕掛品(特別仕様部品を除く)……………先入先出法
 - (3) 原材料及び貯蔵品……………先入先出法
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)……………定率法
ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備を除く)については定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～50年
機械及び装置	2年～31年
その他	2年～45年
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………定額法
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。
なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員への賞与支給に備えるため、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支給の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上することとしております。
- (4) 製品保証引当金……………契約に基づき保証期間内の製品を無償で修理・交換する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎として算出した修理・交換費用等の見込額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が7,568千円増加し、繰越利益剰余金が7,479千円減少しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に提供している資産

工場財団

建	物	1,405,457千円		
構	築	物	1,885千円	
機	械	装	置	54,511千円
土		地	1,375,821千円	
計		2,837,676千円		

また、平成26年1月に締結したコミットメント期間付タームローン契約に基づき、上記工場財団を担保に提供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,065,820千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	658,961千円
短期金銭債務	384,589千円

4. コミットメント契約

当社は、安定的かつ機動的な資金調達方法を確保することにより、今後の経営環境の変化に柔軟に対応するため、平成26年1月に取引銀行4行とコミットメント期間付タームローン契約を締結しております。

コミットメントの総額	2,000,000千円
借入実行残高	—
差引額	2,000,000千円

5. 財務制限条項

当社が締結しているコミットメント期間付タームローン契約(平成26年1月29日締結)には、本契約締結日以降到来する各事業年度の末日において、個別貸借対照表における純資産の部の合計金額が70億円を下回らないこと、かつ、各事業年度の末日において、個別損益計算書において償却前経常損益(経常損益及び減価償却費(特別損失に計上されるものを除く。))の合計金額を3期連続で損失とならないようにするという財務制限条項が付されております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売	上	高	1,355,334千円
仕	入	高	2,282,186千円
販売費及び一般管理費			235,985千円
営業取引以外の取引高			223,115千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	171,253	6,337	—	177,590

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

普通株式の単元未満株式の買取りによる増加 6,337株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

流動資産

たな卸資産評価損	59,018千円
賞与引当金	64,394千円
未払費用	20,080千円
未払地方人特別税	12,428千円
未払事業税	12,305千円
製品保証引当金	8,604千円
その他	3,446千円
繰延税金資産(流動)小計	180,279千円
評価性引当額	66,493千円
繰延税金資産(流動)合計	113,785千円

固定資産

退職給付引当金	216,961千円
減価償却費	19,800千円
固定資産評価差額	11,630千円
貸倒引当金	3,093千円
投資有価証券	1,029千円
その他	12,597千円
繰延税金資産(固定)小計	265,113千円
評価性引当額	239,366千円
繰延税金資産(固定)合計	25,747千円

繰延税金負債

固定負債

固定資産評価差額	79,395千円
その他有価証券評価差額金	34,553千円
その他	27,575千円
繰延税金負債(固定)合計	141,524千円
繰延税金資産の純額	△1,991千円

2. 法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.83%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.06%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が、3,151千円増加し、当事業年度に計上された法人税等調整額（借方）が426千円、その他有価証券評価差額金が3,578千円それぞれ増加しております。

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

ファイナンス・リース取引

（1）リース資産の内容

生産設備（機械及び装置）であります。

（2）リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

（関連当事者との取引に関する注記）

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 兼職等	事業上の 関係				
子会社	台湾瀧澤 科技股份有限公司	台湾 桃園縣 平鎮市	710,355 千台湾元	工作機械 の製造・ 販売	51.09%	役員2名	部品等 の 売買	部品の 購入(注)	2,265,801	買掛金	345,913
子会社	TAKISAWA, INC.	米 国 イリノイ州 ジャンパーグ	3,900 千米ドル	工作機械 の販売・ サービス	100%	役員2名	製品等 の 販売	製品等 の 売上(注)	1,016,544	売掛金	514,872

（注）取引条件ないし取引条件の決定方針等

部品等の売買については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

（1株当たり情報に関する注記）

1. 1株当たり純資産額 179円13銭
2. 1株当たり当期純利益 14円12銭

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益	926,264千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	926,264千円
普通株式の期中平均株式数	65,607千株

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

株式会社滝澤鉄工所

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松 山 和 弘 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青 木 靖 英 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社滝澤鉄工所の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。
監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社滝澤鉄工所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月12日

株式会社滝澤鉄工所

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松 山 和 弘 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 青 木 靖 英 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社滝澤鉄工所の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月13日

株式会社 滝澤鉄工所 監査役会

常勤監査役 國定 敏範 ㊟

社外監査役 小野 慎一 ㊟

社外監査役 小西 理文 ㊟

社外監査役 小林 正啓 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第85期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金2円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は、131,207,276円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月29日にいたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約できる会社役員~~の範囲が変更されたこと~~に伴い、新たに責任限定契約ができることとなった業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分発揮できるようにするため、現行定款第35条第2項を変更するものであります。

なお、定款一部変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>第35条（損害賠償責任の一部免除）</p> <p>1. 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）</u>の本会社に対する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間で、任務を怠ったことによる本会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>社外取締役については1,000万円以上、社外監査役については250万円以上、会計監査人については2,500万円以上</u>であらかじめ定めた額又は法令が定める額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第35条（損害賠償責任の一部免除）</p> <p>1.（現行どおり）</p> <p>2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。以下同じ。）</u>、監査役及び会計監査人との間で、<u>任務を怠ったことによる本会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>取締役については1,000万円以上、監査役については250万円以上、会計監査人については2,500万円以上</u>であらかじめ定めた額又は法令が定める額のいずれか高い額とする。</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数 (普通株式)
1	<p>はらだ かずひろ 原 田 一 八 (昭和36年2月26日生)</p>	<p>昭和58年4月 当社入社 平成17年2月 ㈱カスケード取締役社長 平成20年6月 当社管理部長 平成20年10月 執行役員管理部長 平成21年3月 台湾瀧澤科技股份有限公司 董事 (現任) 平成21年4月 滝澤商貿(上海)有限公司 董事 平成22年6月 当社取締役管理部長 平成22年12月 滝沢鉄工テクノサービス㈱取締役 平成23年1月 TAKISAWA U. K. LTD. 取締役 平成23年6月 当社常務取締役 製造・管理部門担当 平成23年6月 滝澤商貿(上海)有限公司 董事長 (現任) 平成24年4月 当社取締役社長(現任) 平成24年12月 滝澤机床(上海)有限公司 董事長 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 滝澤商貿(上海)有限公司 董事長 滝澤机床(上海)有限公司 董事長</p>	47,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者の有する 当社の株式数 (普通株式)
2	<p style="text-align: center;">こん じょう やす まさ 近 藤 安 正 (昭和27年5月20日生)</p>	<p>昭和57年1月 当社入社 平成6年1月 TAKISAWA U. S. A., INC. 取締役 平成6年4月 当社貿易部長 平成9年6月 取締役貿易部長 平成10年11月 TAKISAWA U. S. A., INC. 取締役社長 平成11年5月 当社取締役退任 平成12年6月 取締役 平成13年3月 取締役社長 平成15年2月 滝沢鉄工テクノサービス(株)取締役 平成15年3月 TAKISAWA, INC. 取締役 平成17年5月 台湾瀧澤科技股份有限公司 董事 平成17年6月 (株)カスケード取締役社長 平成22年12月 滝沢鉄工テクノサービス(株)取締役社 長 平成24年4月 当社取締役相談役 アメリカ地域担当 平成24年4月 TAKISAWA, INC. 取締役社長(現任) 平成25年6月 当社取締役 専務執行役員 米州統括 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 TAKISAWA, INC. 取締役社長</p>	109,000株
3	<p style="text-align: center;">た ぐ ち た く み 田 口 巧 (昭和32年3月3日生)</p>	<p>昭和54年4月 当社入社 平成13年12月 大阪営業所所長 平成23年1月 執行役員営業部長 平成24年4月 TAKISAWA, INC. 取締役(現任) 平成24年6月 当社取締役 営業・サービス部門担当 営業部長 平成25年4月 取締役 営業・サービス・品質保証部 門担当営業部長 平成25年6月 取締役 常務執行役員 営業・品質保 証担当営業部長 平成27年4月 取締役 常務執行役員 営業・品質保 証担当 (現任)</p>	20,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数 (普通株式)
4	まつばら じゅんじ 松原潤治 (昭和31年8月12日生)	昭和54年4月 当社入社 平成21年4月 技術部長 平成22年4月 執行役員技術部長 平成23年1月 執行役員製造部長 平成24年6月 取締役 製造・購買部門担当製造部長 平成25年6月 取締役 常務執行役員 製造・購買担当製造部長 平成25年10月 取締役 常務執行役員 製造・購買担当第二製造部長 平成26年4月 取締役 常務執行役員 製造・購買担当購買部長 兼 第二製造部長 平成26年12月 取締役 常務執行役員 製造・購買担当(現任)	14,000株
5	かじたに かずひろ 梶谷和啓 (昭和34年10月17日生)	昭和61年1月 当社入社 平成23年1月 執行役員技術部長 平成24年6月 取締役 技術部門担当技術部長 平成25年6月 取締役 常務執行役員 技術担当技術部長 平成25年10月 取締役 常務執行役員 技術担当カスタム設計部長 平成26年12月 取締役 常務執行役員 技術担当(現任)	8,000株
6	※はやしだ のりあき 林田憲明 (昭和36年12月10日生)	昭和60年4月 トヨタ自動車株式会社入社 平成3年3月 大日本スクリーン製造株式会社入社 平成20年4月 同社半導体機器カンパニー業務部長 平成24年4月 同社半導体機器カンパニー事業統轄部長 平成24年12月 株式会社シバサキ入社 平成26年1月 同社経営企画室長 平成26年7月 当社入社 平成26年7月 管理部長 平成27年1月 執行役員管理部長(現任)	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者の有する 当社の株式数 (普通株式)
7	※ わ だ ひであき 和 田 英 明 (昭和38年3月12日生)	昭和56年4月 当社入社 平成10年4月 神奈川営業所所長 平成23年7月 滝澤商貿（上海）有限公司 董事総経 理 平成24年12月 滝澤机床（上海）有限公司 董事総経 理 平成25年4月 当社執行役員部長 アジア地域担当 平成27年4月 執行役員営業部長（現任） 平成27年4月 滝澤商貿（上海）有限公司 董事（現 任） 平成27年4月 滝澤机床（上海）有限公司 董事（現 任）	6,000株
8	たい うん きん 戴 雲 錦 (昭和33年6月24日生)	昭和49年2月 台湾瀧澤機械股份有限公司入社 (現台湾瀧澤科技股份有限公司) 平成16年4月 台湾瀧澤機械股份有限公司 (現台湾瀧澤科技股份有限公司) 副総経理 平成23年3月 台湾瀧澤機械股份有限公司 (現台湾瀧澤科技股份有限公司) 総経理 平成23年6月 台湾瀧澤機械股份有限公司 (現台湾瀧澤科技股份有限公司) 董事総経理（現任） 平成23年7月 上海欣瀧澤機電有限公司 董事（現任） 平成24年6月 当社取締役（現任）	0株
9	そ が わ と も き 十 川 智 基 (昭和48年12月27日生)	平成12年10月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査 法人）入社 平成16年5月 公認会計士登録 平成21年7月 十川公認会計士事務所所長（現任） 平成21年8月 税理士登録 平成21年10月 朝日税理士法人代表社員（現任） 平成25年6月 当社取締役（現任）	0株

(※は新任取締役候補であります。)

- (注)1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項
- (1) 十川智基氏は社外取締役候補者であります。
 - (2) 十川智基氏は当社が顧問契約をしております朝日税理士法人の代表社員であり、当社は同税理士法人に年間顧問報酬243万円（平成27年3月期）を支払っておりますが、一般株主と利益相反を生じるおそれのない範囲の額であります。また、同氏は当社の会計監査人であり、同氏は当社有限責任 あずさ監査法人に在籍しておりましたが、同監査法人を退職後相当期間が経過しており、特別の利害関係を生じる恐れはなく、独立性を十分に有すると判断しております。
 - (3) 当社は十川智基氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。
 - (4) 社外取締役候補者の選任理由
十川智基氏は、公認会計士、税理士として培われた専門的知識、経験を当社の経営監督機能の強化に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏は過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
 - (5) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
十川智基氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 - (6) 社外取締役との責任限定契約について
当社は社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できる人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。当社は十川智基氏との間で当該責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は、次のとおりであります。
 - ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000万円または法令で定める最低責任限度額のいずれか高い金額の責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役國定敏範氏及び小野慎一氏は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数 (普通株式)
1	く に さだ と し の り 國定敏範 (昭和22年2月28日生)	昭和48年11月 当社入社 平成17年4月 業務統括部長 平成18年10月 業務統括部執行役員部長 平成20年6月 滝沢鉄工テクノサービス(株)監査役 平成20年6月 (株)カスケード監査役 平成21年4月 当社執行役員 平成21年4月 滝澤商貿(上海)有限公司 監事(現任) 平成21年6月 当社常勤監査役(現任) 平成24年12月 滝澤机床(上海)有限公司 監事(現任)	51,000株
2	お の しんいち 小野慎一 (昭和44年4月19日生)	平成3年10月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 平成14年7月 公認会計士小野慎一事務所(現公認会計士・税理士小野慎一事務所)所長(現任) 平成17年6月 当社監査役(現任)	0株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小野慎一氏は社外監査役候補者であり、また、当社は、同氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が監査役に再任され就任した場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役との責任限定契約について
- (1) 社外監査役候補者の選任理由(社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由を含む)について
- 小野慎一氏につきましては、公認会計士・税理士としての専門的な知識・経験及び当社の監査役としての経験を当社監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- なお、同氏の当社社外監査役在任期間は本總會終結の時をもって10年となります。
- (2) 社外監査役との責任限定契約について
- 当社は社外監査役としてその期待される役割を十分に発揮できる人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、当社は社外監査役候補者小野慎一氏との間で当該責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。
- その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、250万円又は法令で定める最低責任限度額のいずれか高い金額の責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 監査役との責任限定契約について
- 第2号議案が原案どおり可決されることを条件として、監査役候補者國定敏範氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、250万円又は法令で定める最低責任限度額のいずれか高い金額の責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)継続の件
当社は、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」(以下「本対応方針」といいます。)の導入を平成22年6月29日開催の当社第80回定時株主総会においてご承認いただき、その後、平成24年6月28日開催の当社第82回定時株主総会においてその継続を承認いただいておりますが、本対応方針の有効期間は、本総会終結の時をもって満了することになります。

本対応方針については、平成18年の導入以来、会社法や金融商品取引法の手続整備を含むその後の情勢変更等を勘案しながら、企業価値の向上ひいては株主共同の利益の観点から、そのあり方について随時検討し、見直しをしてまいりました。その結果、平成27年5月14日開催の当社取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、本対応方針の継続につき決定いたしました。本議案は、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。ご承認をいただくことにより、本対応方針の有効期間は平成30年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本対応方針の継続に際して、独立委員会の委員の候補として社外監査役と社外有識者に社外取締役を追加する修正を行っております。

I. 承認の対象となる本対応方針の内容

1. 大規模買付ルール の目的

昨今、我が国においては、新しい法制度の整備や企業文化の変化等を背景として、対象会社の経営陣と十分な協議のプロセスを経ることなく、一方的に、株式の大量買付を強行するという企業買収の動きが顕在化しつつあります。

当社取締役会は、当社が株式を上場しており当社株式の自由な売買が認められる以上、このような株式の大量買付であっても、当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益に資するものであれば、一概にこれを否定するものではありません。大規模買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には、当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、突如として行われる株式の大量買付行為の中には、その目的等から判断して企業価値ひいては株主共同の利益を明白に著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為について検討し、また対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な情報と時間を提供しないもの等、株主が適切な判断を行うことを困難とするものも見受けられます。

当社株式に対して大規模買付行為が開始された場合、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であります。さらに、当社株式をそのまま継続保有することを考える株主の皆様にとりましても、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客及び取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているかも、株主の皆様の重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に株主の皆様への判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきであるという結論に至りました。当社取締役会は、このような情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、外部専門家等（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。このようなプロセスを経ることにより、株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

以上により、当社取締役会は、大規模買付行為が合理的なルールに従って行われることが当社及び当社株主共同の利益に合致するものと考え、事前情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を、以下のとおり設定することといたしました。

2. 大規模買付ルールの内容

「大規模買付行為」とは、下記の①又は②に該当する買付行為（あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。）を指し、以下、このような大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。

- ① 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為

注1：特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。）又は買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者とその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）及び特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済株式から、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式にかかる議決権数とします。

(1) 大規模買付ルールの骨子

当社取締役会が設定する大規模買付ルールは、以下の内容を骨子とします。

- ① 大規模買付者は、大規模買付行為を行う前に、当社取締役会に対し、必要かつ十分な情報を提供すること
- ② 当社取締役会が当該大規模買付行為に対して一定の評価を行い、また代替案を提示するために必要な期間（取締役会評価期間）が経過した後に、大規模買付行為を開始することができること
- ③ 当社取締役会は、当該大規模買付行為を検討・評価し、当社取締役会としての見解を公表すること
- ④ 当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動に関する当社取締役会の判断について、その判断の客観性、合理性及び公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織である独立委員会を設置すること
- ⑤ 独立委員会は、対抗措置の発動の是非について独立委員会としての判断を下し、当社取締役会に勧告を行うこと
- ⑥ 当社取締役会は、対抗措置の発動の是非に関しては、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、最終的な決定を行うこと

(2) 独立委員会

当社取締役会は、大規模買付ルールに基づく大規模買付者に対する対抗措置の発動の是非について最終決定を行います。大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、決定の合理性・公正性を担保するため、独立委員会を設置いたします。当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討したうえで当社取締役会に対し対抗措置発動の是非の勧告を行うものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することといたします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することといたします。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、または社外有識者（注3）の中から選任します。

注3：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

(3) 大規模買付ルールによる具体的手続

(i) 大規模買付者による意向表明書の提出及び情報提供

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約を含む意向表明書を提出していただきます。当該意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要が明記される必要があります。

当社は、意向表明書の受領後10営業日以内に、株主の皆様のご判断及び取締役会としての見解形成のために必要な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付いたします。大規模買付者には、当該大規模買付情報のリストに従い、当社取締役会に対し、大規模買付情報を提供していただきます。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると当社取締役会が判断した場合は、十分な大規模買付情報が完備するまで追加的に情報提供していただくことを求めます。

大規模買付情報には下記の内容が含まれますが、その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の態様、内容等によって異なりますので、これらに限られるものではありません。

- ① 大規模買付者及びその特定株主グループ（共同保有者、特別関係者、ファンドの場合は組合員等の構成員を含む）の詳細（名称、資本構成、経歴・沿革、事業内容、財務内容等を含む）

- ② 大規模買付行為の目的（注4）、方法及び内容（買付対価の種類・価額、買付の時期、買付に関連する一連の取引のスキーム（注5）、買付行為の適法性（注6）、買付実行の蓋然性等を含む）
 - ③ 買付価格の算定の基礎（算定の前提条件、算定根拠（注7）、算定に用いた数値情報、買付に関連する一連の取引により発生が予想されるシナジーの額及びその算定方法等を含む）及びその経緯（注8）
 - ④ 買付資金の裏付け（買付資金の提供者の名称、調達方法、調達に関連する一連の取引の内容等を含む）
 - ⑤ 買付目的が支配権取得又は経営参加の場合、支配権取得又は経営参加の具体的な方法、大規模買付行為完了後に企図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（注9）
 - ⑥ 買付目的が支配権取得又は経営参加の場合、大規模買付行為完了後に企図する当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他当社のステークホルダーの処遇方針
 - ⑦ 買付目的が純投資又は政策投資を目的とする場合、株券等を取得した後の当該株券等の保有方針、売買方針及び議決権行使方針並びにその理由（注10）
 - ⑧ 大規模買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無、その内容等
- 注4：支配権取得又は経営参加の目的か、純投資又は政策投資の目的かを明確に示していただく必要があります。
- 注5：大規模買付行為終了後、当社の株券等をさらに取得する予定の有無、理由及び内容、並びに当社の株券等が上場廃止になる見込みがある場合にはその旨及びその理由を記載していただく必要があります。
- 注6：買付行為の適法性について、第三者の意見・評価を聴取した場合には、原則として、当該第三者の名称及び当該意見等の概要を具体的に説明していただく必要があります。
- 注7：買付価格算定の具体的な方法及び買付価格と時価との差額（買付価格と直近数ヶ月平均の当社の株価とのプレミアムの有無等）について情報を提供していただく必要があります。
- 注8：買付価格決定のプロセスを説明していただき、算定の際に第三者の意見を聴取した場合には、原則として、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯を具体的に説明していただく必要があります。
- 注9：大規模買付行為完了後に企図する当社の再編、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定・解雇、役員構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更等の内容及びその必要性に関する情報を提供していただく必要があります。

注10：長期的な資本提携を目的とする政策投資の場合にはその必要性に関する情報も提供していただく必要があります。

なお、大規模買付者から意向表明書の提出があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、株主の皆様のご判断に必要であると認められるときには、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

(ii) 当社取締役会による評価期間及び当社取締役会の見解等の公表

次に、当社取締役会は、大規模買付情報が完備した後、当社取締役会による検討、評価、交渉、見解形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）が当社取締役会に与えられるべきであると考えます。この取締役会評価期間は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じて、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間とします。大規模買付行為は、この取締役会評価期間が経過した後、開始され得るものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に検討・評価し、当社取締役会としての見解を慎重にとりまとめて公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件変更について交渉し、株主の皆様が取締役会としての代替案の提案を行うこともあります。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針（発動のプロセス）

(1) 大規模買付者により大規模買付ルールが遵守される場合

大規模買付者により大規模買付ルールが遵守される場合には、当社取締役会は、取締役会評価期間における検討の結果、仮に当該大規模買付行為に反対する見解に至ったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明あるいは代替案の提示等により、株主の皆様の説得に努めるに留め、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。株主の皆様が大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当該買付提案及びそれに対して当社取締役会が公表する見解や当社取締役会が提示する代替案をご検討いただき、株主の皆様ご自身においてご判断されるべきものと考えます。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、以下の①又は②に定める要件のいずれかに該当し、当該大規模買付行為が明らかに当社の企業価値を毀損し株主共同の利益を害するものであり、対抗措置をとることが相当であると当社取締役会が判断した場合は、当社取締役会は当社株主共同の利益を守るために、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款により認められる対抗措置をとることがあります。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は資料(2)記載のとおりですが、実際にこれを行う場合には、議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする

等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を定めることがあります。

- ① 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付行為である場合
 - (a) 株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (c) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ② 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守されない場合

大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されず、対抗措置をとることが相当であると当社取締役会が判断した場合は、当社取締役会は当社株主共同の利益を守るために、前記の対抗措置をとることがあります。

(3) 上記(1)又は(2)の対応方針を決定する場合の手続

当社取締役会は、上記(1)又は(2)において対抗措置をとることを判断する場合には、その客観性及び合理性を担保するため、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の必要性、相当性を十分検討した上で上記2. (3) (ii)の取締役会評価期間内に、取締役会に対して勧告を行うものとします。当社取締役会においても、上記2. (3) (ii)の取締役会評価期間内に、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動又は不発動について判断を行うものとします。

なお、当社取締役会が対抗措置をとることを決定した場合は、法令及び金融商品取引所規則等に従って適時適切な開示を行います。

(4) 上記対抗措置発動の中止等について

上記(1)又は(2)において、当社取締役会において対抗措置を発動することを決定した後であっても、大規模買付者が当該大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重したうえで、対抗措置の発動の中止又は変更を行うことがあります。

II. 補足説明

1. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールの設定が株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか当社株式の保有を継続するかをご判断いただくために必要な大規模買付情報や、大規模買付者の提案内容に対する当社取締役会の見解を提供し、また、株主の皆様が当社取締役会による代替提案を受ける機会を確保するものです。大規模買付ルールが遵守されることにより、株主の皆様には、大規模買付行為に応じるか当社株式の保有を継続するかについて、十分な情報に基づきご検討をいただいたうえで適切なお判断を行っていただくことが可能となります。

前記 I.3.において述べましたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守されるか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者が現れた場合には、その動向に十分ご注意ください。

(2) 対抗措置の発動が株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、又は、大規模買付行為が明らかに当社の企業価値を毀損し株主共同の利益を害するものと当社取締役会が判断した場合、独立委員会に対する諮問・勧告を経たうえで、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、前記のとおり対抗措置をとることがあります。当社取締役会が対抗措置をとることを決定した場合は、法令及び金融商品取引所規則等に従って適時適切な開示を行います。

なお、当社が対抗措置をとった場合であっても、株主の皆様（当該大規模買付者を除きます。）が法的権利及び経済的側面において損失を被るような事態は想定しておりません。

本対応方針に基づく対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会は割当期日を定め、これを公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その所有株式に応じて新株予約権が割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

新株予約権の行使により新株を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の無償割当て等の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、このような希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

2. 大規模買付ルールの適用開始、有効期間、変更及び廃止

本対応方針は、本総会における株主の皆様のご承認をもって発効することとし、有効期間は平成30年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

なお、本総会により承認された後においても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主価値向上の観点から、その時点での法令等を踏まえ、その内容の変更・廃止を含め、本対応方針を随時見直し、株主総会への付議を検討していく所存です。

3. 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記「I.1. 大規模買付ルールの目的」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、上記「I.3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針（発動のプロセス）」にて記載したとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本対応方針における対抗措置の発動等に際しては、当社取締役会から独立した組織である独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

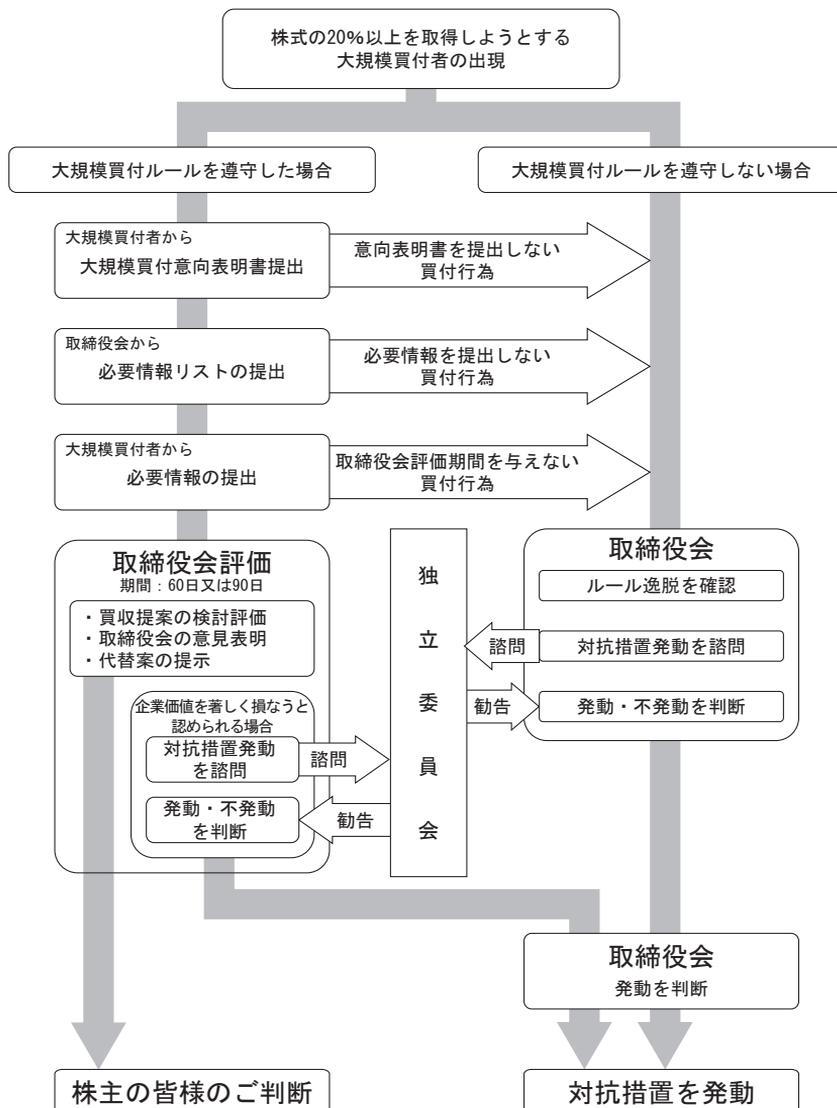
また、その判断の概要については株主の皆様にご情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本対応方針の透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

(5) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、定時株主総会における株主の皆様のご承認により継続されるものであり、その継続について株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本対応方針継続後、有効期間の満了前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

以 上

本対応方針の概要（大規模買付行為開始時のフローチャート）



（注）本図は、本対応方針のご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

新株予約権の概要

① 新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会の新株予約権無償割当て決議（以下「本割当て決議」といいます。）で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された当社普通株式の株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の総数は、1株とする。

③ 割り当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり、新株予約権の無償割当てを行うことがある。

④ 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1株につき1円以上で当社取締役会が定める額とする。

⑤ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡は、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑥ 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者に行使を認めないことを行使の条件として定める。詳細については、本割当て決議において当社取締役会が定めるものとする。

⑦ 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記⑥の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株の普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以上

独立委員会の概要

1. 独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、社外監査役、または社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・委員の任期は1年間とする。
- ・独立委員会は、当社取締役会から諮問を受けて、以下の各号に記載される事項について審査し、その結果を、原則としてその理由及び根拠を付して、当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からのみこれを行い、自己または取締役その他の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ①対抗措置の発動の是非
 - ②当社取締役会が予定する対抗措置の当否
 - ③その他、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・独立委員会は、必要に応じて、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・独立委員会は、原則として、委員全員が出席して開催するものとする。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、委員総数の過半数の出席により開催することができる。
- ・独立委員会の決議は、出席した委員の過半数の同意をもってこれを行う。

2. 独立委員会委員

本総会において本対応方針をご承認いただいた場合、当社取締役会は、独立委員会の委員として、下記の方々を選任する予定です。

十川智基

(略歴)

平成12年10月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)入社
平成16年5月 公認会計士登録
平成21年7月 十川公認会計士事務所所長(現任)
平成21年8月 税理士登録
平成21年10月 朝日税理士法人代表社員(現任)
平成25年6月 当社取締役就任(現任)

小野慎一

(略歴)

平成3年10月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任 あずさ監査法人)入社
平成14年7月 公認会計士小野慎一事務所(現公認会計士・税理士小野慎一事務所)所長(現任)
平成17年6月 当社監査役就任(現任)

小西理文

(略歴)

平成6年7月 株式会社中国銀行倉敷本町支店支店長
平成8年6月 同行東京事務所事務所長
平成10年6月 中銀リース株式会社総務部長
平成11年6月 同社監査役
平成21年6月 当社監査役就任(現任)

小林正啓

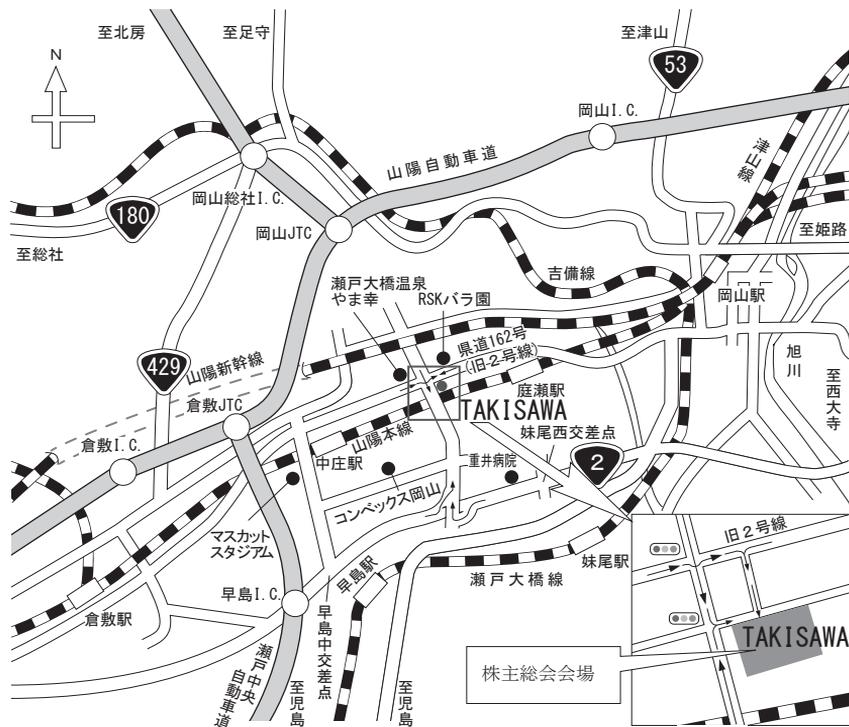
(略歴)

平成4年4月 弁護士登録
平成12年4月 花水木法律事務所所長(現任)
平成22年6月 当社監査役就任(現任)

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 岡山市北区撫川983番地
株式会社滝澤鉄工所 本社会議室
電話086-293-6111



最寄駅 岡山駅より山陽本線下り方面で2つ目の「庭瀬駅」で下車してください。
庭瀬駅前からはタクシーで約7分です。